

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

令和 2 年 5 月 25 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言する。